

中山町立中山中学校

令和5年度第2回部活動運営委員会兼部活動適正検討委員会

1. ねらい

将来にわたって、生徒の成長の機会を確保できるように、適切かつ持続可能な活動運営・指導体制のあり方について検討すること

2. 日時及び会場

令和6年3月5日(火) 中山町立中山中学校 ひまわりフォーラム

3. 次第

(1) 開会のあいさつ

(2) 学校長あいさつ

(3) 協議

I. 部活動の設置について

II. 部活動の地域移行について

(4) その他

(5) 閉式のあいさつ

I. 部活動の設置について

1. 中山中学校入学者と部活動の将来見通し

	H26	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
新入生	-	-	83	71	79	98	87	64	67	66
全校生	317	245	233	222	233	248	264	249	218	197
学級数	12+	9+	9+	9+	9+	9+	9+	8+	8or7+	7or6+

- 生徒数減少や任意加入制度に伴い、各部に所属する人数が減少し、満足な活動機会が得られない可能性がある。合同チームの結成により、大会参加の機会が確保できるが、十分な練習が実施できないままの大会参加になってしまう可能性がある。
- 生徒数及び学級数減少に伴い、配置される教員の数が減少してしまい、顧問を配置できない部活動が出てくる可能性がある。

2. 令和6年度の設置部活動

- ・野球部・サッカー部・ソフトボール部・ソフトテニス部・バレーボール部(女子)・バスケットボール部
- ・卓球部・剣道部・柔道部・吹奏楽部・美術部・科学部

※学校が設置していない部活動の中体連大会の参加については、中体連に登録したクラブから「クラブ指導者・責任者」の引率・監督のもと参加できる。¹

ただし、例外として水泳競技については来年度も学校(部活動指導員または教員)による中体連大会の引率を継続する。

3. 中山中学校部活動適正検討委員会を招集する基準

次のいずれかに該当する場合、職員検討委員会を開き、部活動適正検討委員会の招集を検討する。

- ・ 新入部員が0人の部が生じた場合。→→→ソフトボール部、科学部、男子ソフトテニス部
- ・ 来年度以降単独チームで出場することが難しい場合。→→→野球部

4. 職員検討委員会による提案事項(案)

ソフトボール部、科学部、男子ソフトテニス部のR6年度の新入部員が0名だった場合、R7年度は新入部員の募集を停止する。

※R6年度新入部員が0名の場合でも、3年生が引退するまでは活動を継続する。3年生が引退した時点で、部員がいなくなるため、活動を停止する。

※新入部員が1名でも入部した場合、その部員が引退するまでは、活動を継続する。

¹ [第1,2学年生徒・保護者対象リーフレット『令和6年度中体連主催大会への地域クラブ活動の参加について』中学校で運動部活動に入ろうと考えている小学校6年生のみなさんへ](#)

5. 今後の検討事項～部活動適正検討委員会のあり方について～

A) 現行制度

新入部員が0人の部が生じた場合。
来年度以降単独チームで出場することが難しい場合。

↓

職員検討委員会	部活動設置について協議を行い、部活動適正検討委員会の招集を検討する。
---------	------------------------------------

↓

部活動適正検討委員会	部活動設置について協議・決定する。
------------	-------------------

- 基準がないため、職員検討委員会及び部活動適正検討委員会において、毎回の判断が必要になる。
- 一方で状況に応じた柔軟な対応が可能である。
- 現行制度を理解している生徒及び保護者は少数であり、生徒側は見通しを持った選択や判断の受け入れができない。現行制度を継続する場合、生徒及び保護者に現行制度の流れを周知徹底していく。
- 現行制度の場合、『4月の入部状況をもとに、1学期中に職員検討委員会で協議を行い、夏休み中の部活動運営委員会兼部活動適正検討委員会にて、協議・決定する。』という形で運用を行い、臨時に部活動適正検討委員会を招集しなくて済むようにする。

B) 代替制度

部活動設置基準の設定

(例) 新入生の加入状況による規定、総部員数による規定、中体連大会参加による規定など

↓

職員検討委員会	新入部員の募集を停止する部活動の確認
---------	--------------------

↓

部活動適正検討委員会	新入部員の募集を停止する部活動の確認
------------	--------------------

- 基準が明確であり、恣意的な判断とならない。わかりやすいプロセスであり、生徒や保護者も見通しを持ちやすい。
- 適切な部活動設置基準の設定が難しい。
- 考えられる部活動設置基準(新規募集停止の基準)

(1) 部員数による規定

- A 案 2年連続で新入部員が0名の場合(自然消滅)
- B 案 2年連続で新入部員が0または1名の場合
- C 案 その他

(2) 中体連大会出場に関する規定

- A 案 2大会連続で中体連大会に出場できない場合(個人・合同チーム問わない)
- B 案 2大会連続で中体連大会に単独での団体出場可能人数に達しない場合
- C 案 その他

Ⅱ. 部活動の地域移行について

1. 政府の方針² 運動部活動の地域移行について（スポーツ庁地域スポーツ課）令和4年7月 抜粋

運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年6月6日）の概要



3. 改革の方向性

- まずは、**休日の運動部活動から段階的に地域移行**していくことを基本とする
- 目標時期：令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目途**
(合意形成や条件整備等のため更に時間を要する場合にも、
地域の実情等に応じ、可能な限り早期の実現を目指す)
- 平日の運動部活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、
地域の実情に応じた**休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進**
- 地域におけるスポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の**充実等**にも着実に取り組む
- 地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働の推進**
※改革を推進するための「選択肢」を示し、「複数の道筋」があることや、「多様な方法」があることを強く意識



11

2. 中山町の方針

【令和6・7年度】

準備が整った団体から地域移行を進めていく。

【令和8年度】

全部活動の休日の活動移行開始

3. 中山町の方針を受けた令和6・7年度の中山中学校の部活動のあり方

- ・ 令和6・7年度を改革集中期間として、実施可能な団体から段階的に地域移行を進め、令和8年度に向けて問題点の解消に努める。
- ・ 地域クラブ活動と学校部活動との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障する。
- ・ 現段階で地域移行の実施が難しい部活動については、従来通りの活動となるが、令和8年度の地域移行に向けた具体的な行動を模索する。
- ・ 休日の活動のあり方について、地域クラブでの活動やクロストレーニングをはじめとした町の事業など、多様な方法があることを周知する。

² [運動部活動の地域移行について - 文部科学省](#)

4. 部活動を地域移行にしていく際の現段階での考え方

(1) 練習試合の実施について

顧問が地域クラブ渉外担当として練習試合を設定し、地域クラブが主体となつての実施は可能である。休日と平日で指導者が異なる場合には、あらかじめ指導者等の中で指導方針や生徒の活動状況に関する情報等の共有を行うなど緊密な連携を図るとともに、生徒や保護者等へ説明を丁寧に行う。

(2) 保険について³

ア. 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、指導者や参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入するよう促す。

イ. 各競技団体又は生徒のスポーツ・文化芸術活動に関わる各分野の関係団体等は、分野・競技特性やこれまでの活動状況・怪我や事故の発生状況等を踏まえ適切な補償内容・保険料である保険を選定し、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が各競技団体又は生徒のスポーツ・文化芸術活動に関わる各分野の関係団体等に加盟するに当たって、指導者や参加者等に対して指定する保険加入を義務付けるなど、怪我や事故が生じても適切な補償が受けられるようにする。

(3) 費用負担について

受益者負担とする。

(4) 活動のガイドラインについて

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」及び「中山中学校 学校の部活動に係る活動方針」をもとに運営する。

ルールの遵守等について、関係者全て(学校・町・地域・保護者・生徒・クラブ)が互いに連携・抑制を図る。

³ [学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン\(概要\)](#)
[学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン\(本文\)](#)

<部活動運営委員会兼部活動適正検討委員会における質疑と学校からの回答>

Q1.新規募集停止となった場合、今後改めて募集を再開することはあるのでしょうか？

A1.今後の生徒数及び教員数の推計を鑑みて、一度新規募集停止となった場合の再募集は考えていません。

Q2.練習試合に顧問は参加しないのでしょうか？

A2.地域クラブとしての活動の場合、顧問は参加しません。令和6・7年度においては、「準備が整った団体から地域移行を進めていく」という方針に基づき、部活動としての実施であれば、顧問が引率します。ただし、各部活動・競技団体によっては、移行期間の措置として、指導者等の間で指導方針や生徒の活動状況に関する情報等の共有を行うために、地域クラブとしての活動の場合でも顧問が参加することも考えられます。

Q3.地域クラブ活動と学校部活動の連携について、誰が主体となって連絡・調整を行いますか？

A3.本日の会終了後、地域クラブ代表者と部活動顧問が連絡先等を交換して、互いに連絡・調整を行います。顧問から、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図ります。

Q4.地域移行が実際に進んでいる部活動はありますか？

A4.休日の部活動について、全面的または一部地域移行が進んでいる部活動は、野球部・ソフトテニス部・バレーボール部・剣道部・柔道部です。

Q5.地域クラブが学校を利用する際の手続きや学校部活動との優先順位はどのような形になるのでしょうか？

A5.地域クラブが主体となって活動する場合には、町への申請が必要になります。学校の体育館の調整については、部活動顧問同士で調整を行います。これまでは中学校部活動優先で体育館を開放してきましたが、地域移行の受け入れ団体となる地域クラブの使用については、中学校部活動と同列にすることを考えています。

Q6.スポ少が受け入れ団体として中学校の体育館で活動する場合、小学生も一緒に練習してもよいでしょうか？

他部活動との半面ずつの使用の場合でも可能でしょうか？

A6.可能です。